



2025 年 8 月 5 日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

まずは「所得合算ルール」を導入 グローバル・ミニマム課税とは？

「長期未払法人税等」って何？

令和 7 年 3 月期の上場会社の有価証券報告書を見ると、見慣れない勘定科目があります。いすゞ自動車の貸借対照表の固定負債には、「長期未払法人税等」に 237 百万円、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」の下に「国際最低課税額に対する法人税等」に同じ 237 百万円が計上されています。注記には『「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等を当事業年度の期首から適用しております。』と記載されています。

グローバル・ミニマム課税とは？

この「グローバル・ミニマム課税」とは、年間総収入金額が 7.5 億ユーロ以上の多国籍企業が対象として、一定の適用除外を除く所得について、各国ごとに最低税率 15% 以上の課税を確保する仕組みです。日本でも、国際的な合意に沿って、次の 3 つのルールを導入することとなりました。

- ① 所得合算ルール (IIR)
- ② 軽課税所得ルール (UTPR)
- ③ 国内ミニマム課税 (QDMTT)

①は、令和 6 年 4 月以後に開始する対象会計年度から、②③は、令和 8 年 4 月以後に開始する対象会計年度から適用されます。

日本で導入された「所得合算ルール (IIR)」

ごく簡単に言うと、海外子会社の税負担が国ごとに 15% に足りない分を日本の親会社で課税しようというものです。「所得合算」という名称が紛らわしいのですが、実際には、海外子会社の所得を親会社に合算する訳ではなく、基準税額 (15%) に満たない部分を課税標準としています。

(1) 課税標準 (国際最低課税額)

$(\text{国別グループ純所得の金額} - \text{所得除外額}) \times (15\% - \text{国別実効税率})$

(2) 法人税率

90.7% (法人税と地方法人税を合わせると実質的に 100% となる形です)

(3) 申告期限

対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 か月以内 (この制度の申告書を初めて提出する場合には、1 年 6 か月以内)

実際にはとても複雑な計算となりますが、例えば、軽課税国の子会社の税率が 10% であれば、日本の課税当局は、日本の親会社に対して子会社の所得の 5% (15% - 10%) の法人税を上乗せするイメージになります。



この制度導入の事務負担増に伴い、外国子会社合算税制も見直されています。